

# 山口県スポーツ交流村 指定管理者の選定に係る報告書

山口県スポーツ交流村指定管理者選定委員会

令和2年(2020年)10月20日

山口県知事 村岡嗣政様

山口県スポーツ交流村指定管理者選定委員会  
委員長 青木 邦男

山口県スポーツ交流村の指定管理者の選定について

山口県スポーツ交流村の指定管理者選定に係る応募者の審査結果について、次のとおり報告します。

1 選定の手順

審査基準や配点を予め決定の上、応募者の「事業計画書」及び「応募者に関する書類」について、資格要件及び応募に関する留意事項への適合状況を審査した後、応募者による事業計画の説明及びヒアリングを行った上で審査を行い、指定管理者候補者を選定した。

2 選定委員会の開催状況

区分（開催日）	内 容
第1回 (令和2年9月1日(金))	・選定委員会委員長の選任 ・募集要項及び仕様書に係る協議・確認 ・審査方法（審査項目及び配点）の決定
募集要項・仕様書の公表・公募（令和2年9月11日～令和2年10月13日）	
第2回 (令和2年10月20日(火))	・応募者の資格要件に係る適合状況の審査 ・事業計画書の様式・添付書類等の形式審査 ・応募者からの事業計画書のヒアリング ・審査及び採点 ・指定管理者候補者の選定 ・選定委員会報告書の作成等

3 審査の方法について

(1) 審査項目及び配点

事業計画の審査項目は、山口県スポーツ交流まちづくり拠点施設条例第10条第4項各号に掲げる基準を踏まえ、次のとおり審査項目等を設定した

※選定委員1名の配点は別表のとおり

(2) 審査について

応募者から提出された事業計画書及び説明・ヒアリングを基に、各委員が審査・採点（（1）の審査項目に細項目を設け、「悪・劣・標準・良・優」の5段階評価）し、全委員の評価を集計した上で協議を行い、指定管理者候補者を選定した。

## 4 審査結果

### (1) 応募状況

1 者（公益財団法人山口県ひとつくり財団）から応募があった。

### (2) 応募者の資格等の適合状況の審査

応募者の資格については、官公署の証明書類との照合等により、適合していることを確認した。また、事業計画書についても、作成要領に示した様式に適合し、必要書類が添付されていることを確認した。

### (3) 審査結果

各委員の評価点の集計結果を基に協議を行った結果、全員一致により、公益財団法人山口県ひとつくり財団を指定管理者候補者として選定した。

## 5 審査意見

### (1) 講評

提案内容は、これまでの管理実績や利用実態を踏まえ、施設の更なる効用発揮や安定した管理運営が期待でき、指定管理者候補者として適格である。

また、スポーツ交流村はスポーツ活動を通じて個性豊かで活力に満ちたまちづくりを推進するための施設であることから、利用の促進に向けた取組の強化や、利用者のニーズを踏まえた運営改善について更なる取組を期待したい。

### (2) 審査項目ごとの主な評価、意見

#### ②施設の効用の発揮

施設の設置目的を十分理解しており、他団体との連携や高度な指導能力を有する職員の自発的な取り組みを採用するなど、様々な利用者のニーズに対応し、積極的に取り組む姿勢が見られる。

今後は、幅広く利用者のニーズを採用し、その結果をHP等で照会するなど、情報発信力を強化し、利用者数の回復に努めていただきたい。

#### ③経費の縮減

引き続き、効率的な施設運営を期待する。

#### ④必要な人的体制及び経済的基礎

様々な資格を有し、業務に精通した職員による安定的な運営が期待できる。

#### ⑤その他

緊急時の対応について、職員が実施内容を習得し、実践できる工夫が必要。更なる充実を期待する。

## 6 山口県スポーツ交流村指定管理者選定委員会

	氏名	役職等
委員長	青木 邦男	山口県スポーツ推進審議会 委員
委員	高田 賢司	山口県体育施設協会 副会長
委員	土井 一海	山口県中小企業診断協会 理事
委員	小原 博	公益財団法人山口県体育協会 総務課長
委員	藤山 雅己	光商工会議所 専務理事

【別 表】

1 配点・審査結果

審査項目	細項目	配点 (1人)	ひとづくり 財団
1 平等な使用の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平等な使用計画</li> <li>・ 受入事業の方針</li> </ul>	150 (30)	136
2 施設の十分な効用の発揮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理運営の基本的方針</li> <li>・ 利用促進に向けた取組み</li> <li>・ 施設を活用したスポーツ振興策</li> <li>・ 維持管理業務</li> <li>・ 開館日及び使用時間</li> <li>・ 利用者や地域住民等の意見等</li> <li>・ 県内の同種の施設や地域との連携</li> </ul>	300 (60)	279
3 管理経費の縮減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 維持管理経費の縮減策</li> <li>・ 管理運営に要する経費(指定管理料)</li> </ul>	100 (20)	92
4 管理に必要な人的体制及び経済的基礎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組織体制、職員の配置計画</li> <li>・ 所長及び指導職員の確保と配置等</li> <li>・ 職員の指導育成及び研修体制</li> <li>・ 施設勤務経験者の活用</li> <li>・ 応募団体の財務状況</li> <li>・ 類似施設の管理の実績</li> </ul>	300 (60)	277
5 そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人情報保護に対する対応</li> <li>・ 使用者の安全対策</li> <li>・ 災害・事故発生時の対応</li> </ul>	150 (30)	139
合 計		1,000	923

2 応募者からの提案指定管理料（指定期間の総額、消費税及び地方消費税を含む。）

指定管理料上限額：486,265千円（5年間）

提案指定管理料：486,265千円（5年間）

\* 指定管理料の額は、指定管理者からの提案金額を基に、県と指定管理者が締結する協定によって定める。